

熊本県公報

第 1 1 6 2 2 号
平成 19 年 11 月 12 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

| | |
|---|----|
| 告 示 | |
| ○漁船保険義務加入の同意の承認……………(団体支援総室) | 1 |
| ○ 〃……………(〃) | 1 |
| ○ 〃……………(〃) | 1 |
| ○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) | 2 |
| ○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(〃) | 2 |
| 公 告 | |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) | 2 |
| ○ 〃……………(〃) | 3 |
| ○ 〃……………(〃) | 3 |
| ○争議行為の予告……………(労働雇用総室) | 4 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) | 4 |
| 登 載 依 頼 | |
| ○平成 19 年度第 5 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催告知……………(土木技術管理室) | 5 |
| ○平成 20 年度熊本県熊本北警察署確認事務委託業務入札……………(警察本部交通指導課) | 5 |
| ○平成 20 年度熊本県熊本南警察署及び熊本県熊本東警察署確認事務委託業務入札……………(〃) | 8 |
| ○熊本県鹿本地域保健医療推進協議会の開催……………(医療政策総室) | 10 |

告 示

熊本県告示第 964 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 15 年 11 月 12 日熊本県告示第 1091 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 19 年 11 月 11 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

竜北町加入区

熊本県告示第 965 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 15 年 11 月 12 日熊本県告示第 1092 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 19 年 11 月 11 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

牛水加入区

熊本県告示第 966 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 15 年 11 月 12 日熊本県告示第 1093 号で公示した次の加入区の指定漁船を普

通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 19 年 11 月 11 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

有明町加入区

熊本県告示第 967 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 指定障害福祉サービスの種類 |
|--------------------------------|---|---------------------|------------|-----------------|
| 就労支援事業所 ステップ 1 八代市大村町 299-1 | 社会福祉法人 八代愛育会 八代市二見本町 240 番地 古田 利成 | 平成 19 年 11 月 1 日 | 4310200268 | 就労移行支援 (一般型) |

熊本県告示第 968 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類 | 変更があった事項 | 変更前の内容 | 変更後の内容 | 変更年月日 |
|--|----------|------------------|-------------------|---------------------|
| 社会福祉法人 八代愛育会 就労支援事業所 ステップ 1 就労継続支援 (A 型) | 事業所の名称 | 知的障害者福祉工場 ステップ 1 | 就労支援事業所 ステップ 1 | 平成 19 年 11 月 1 日 |

公 告

熊本県公告第 906 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - サニー桜木店 熊本市花立一丁目 116 番ほか
 - 協同組合宇土市ショッピングセンター 宇土市北段原町 73 番地
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社サニー 代表取締役 中村 一夫
変更後 株式会社サニー 代表取締役 野田 亨
- 変更の年月日
平成 19 年 8 月 28 日
- 変更する理由
代表者変更による
- 届出年月日
 - サニー桜木店
平成 19 年 10 月 24 日
 - 協同組合宇土市ショッピングセンター
平成 19 年 10 月 19 日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - サニー桜木店
熊本県商工観光労働部商工政策課
 - 協同組合宇土市ショッピングセンター
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課

平成 19 年 11 月 12 日から平成 20 年 3 月 12 日まで

熊本県公告第 907 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
シュロアモール長嶺
熊本市長嶺西一丁目 2331-37 ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前（仮称）シュロアモール長嶺
変更後 シュロアモール長嶺
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 代表者（法人の場合） | 住 所 |
|-----------|----------------|---------------------------|
| 株式会社ハローデイ | 代表取締役 加治 久典 | 福岡県北九州市小倉南区徳力三丁目 10 番 1 号 |
| 他 6 店舗未定 | | |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 代表者（法人の場合） | 住 所 |
|----------------|------------------|---------------------------------|
| 株式会社セリア | 代表取締役 河合 宏光 | 岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地 |
| 株式会社ありがとうサービス | 代表取締役 井本 雅之 | 愛媛県今治市八町西三丁目 6 番 30 号 |
| 株式会社三喜 | 代表取締役 八木下 眞司 | 千葉県柏市中央町 2 番 8 号 |
| 株式会社熊本ハローデイ | 代表取締役 神部 彰 | 熊本市長嶺西一丁目 6 番 106 号 |
| 株式会社同仁堂 | 代表取締役 上野 景昭 | 熊本市上通町 2 番 7 号 |
| ゆずきライフデザイン株式会社 | 代表取締役社長 柚木 康之 | 熊本市長嶺西一丁目 5 番 1 号 シュロアモール長嶺内 |
| 他 1 店舗未定 | | |

- 3 変更の年月日
平成 19 年 9 月 26 日
- 4 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
店舗名称変更のため
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
テナント決定のため
- 5 届出年月日
平成 19 年 10 月 26 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 11 月 12 日から平成 20 年 3 月 12 日まで

熊本県公告第 908 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) シュロアモール長嶺

- 熊本市長嶺西一丁目 2331-37 ほか
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
平成 19 年 9 月 28 日
 - 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
承継前 有限会社 Landing-two 取締役 蓮見正純
東京都千代田区三番町 20 番地 1
承継後 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 代表取締役 上原治也
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
 - 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
管理及び運営の信託のため
 - 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
7,291 平方メートル
 - 6 届出年月日
平成 19 年 10 月 26 日

熊本県公告第 909 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成 19 年 11 月 1 日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、同法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により公表する。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 争議行為の目的
 - (1) 生活を守る賃金と雇用確保 大幅一時金獲得、「成果主義賃金」導入反対
 - (2) 医師・看護師をはじめとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員 労働条件改善、「合理化」業務委託反対
 - (3) 医療・介護・社会保障の拡充、医療保険制度改悪の中止・撤回 安全・安心の医療とゆきとどいた看護の実現
 - (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療機関の縮小・廃止反対 存続拡充と雇用の確保
 - (5) 看護師確保法・基本指針の改正、医師確保の抜本対策の実施、2008 年診療報酬など緊急財源確保 2 年課程通信制各県一校の開設と受講の保障、支援措置確立
 - (6) 9 条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法具体化阻止、改悪教育基本法の強要反対、核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護 消費税など庶民大增税反対
- 2 争議行為の日時
平成 19 年 11 月 13 日より目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 3 争議行為を行う場所

| | |
|--------------|------------------------------|
| 特定医療法人芳和会 | くわみず病院（熊本市神水一丁目 14-41） |
| 特定医療法人芳和会 | 本部事務所（熊本市神水一丁目 14-41） |
| 特定医療法人芳和会 | 熊本県民医連事務所（熊本市神水一丁目 14-41） |
| 特定医療法人芳和会 | ぼっぼ保育所（熊本市水前寺二丁目 20-12） |
| 特定医療法人芳和会 | 平和クリニック（熊本市本荘二丁目 15-18） |
| 特定医療法人芳和会 | 楠クリニック（熊本市龍田五丁目 1-41） |
| 特定医療法人芳和会 | 菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字小中野 5587） |
| 特定医療法人芳和会 | 菊陽ぼっぼ保育所（菊池郡菊陽町原水字小中野 5587） |
| 特定医療法人芳和会 | 水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目 2-12） |
| 特定医療法人芳和会 | 水俣協立理学クリニック（水俣市桜井町二丁目 2-11） |
| 特定医療法人芳和会 | 八代中央クリニック（八代市永碓町 1361） |
| 特定医療法人芳和会 | 天草ふれあいクリニック（天草市本渡町本戸馬場 2984） |
| 有限会社健康共同ファルマ | ひまわり薬局（熊本市神水一丁目 21-16） |
| 有限会社健康共同ファルマ | コスモス薬局（熊本市龍田五丁目 1-45） |
| 有限会社健康共同ファルマ | さくら薬局（水俣市桜井町二丁目 2-14） |
| 有限会社健康共同ファルマ | たんぼぼ薬局（菊池郡菊陽町原水字小中野 5587） |
| 特定医療法人ピネル会 | ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目 8-33） |
- 4 争議行為の種類
救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

熊本県公告第 910 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール宇城バリューイーストランド
宇城市小川町河江字江端 121 番 1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 ダイヤモンドシティ熊本南ショッピングセンターイーストランド
変更後 イオンモール宇城バリューイーストランド
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 高橋温
変更後 代表取締役 森田豊
- 3 変更の年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称
平成 19 年 9 月 22 日
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成 17 年 6 月 29 日
- 4 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗の名称
イオンモール株式会社が株式会社ダイヤモンドシティを合併したことに伴い、
ショッピングセンターの名称を変更したため
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
建物設置者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成 19 年 10 月 29 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
平成 19 年 11 月 12 日から平成 20 年 3 月 12 日まで

登載依頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 4 号

平成 19 年度第 5 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成 19 年 11 月 16 日（金）
午後 1 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議事
 - (1) 平成 19 年度熊本県公共事業再評価対象事業について
 - ・ 個表の意見について回答
 - ・ 付帯意見について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
電話番号 096-383-1111 内線 6056 ダイヤルイン 096-333-2490

熊交指公告第 1093 号

次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県熊本北警察署確認事務委託業務
 - (2) 委託業務の内容

- 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
- ア 入札金額は、熊本県熊本北警察署確認事務委託業務に要する費用とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目その他（取扱業種放置車両確認事務）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。（以下「法」という。））第 51 条の 8 第 1 項の規定による熊本県公安委員会の登録を受けていること（法第 51 条の 9 の規定による熊本県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。）。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (6) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- (7) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。
- (8) 5 の（3）のアの時点において駐車監視員を 6 名以上雇用していること。
- (9) 5 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要な書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6349・6350
096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 11 月 12 日（月）から平成 19 年 11 月 30 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部交通指導課（警察本部庁舎 1 階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-381-0110 内線 5125
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 19 年 11 月 12 日（月）から平成 19 年 12 月 6 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
4 に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 19 年 12 月 20 日 (木) 午後 1 時 30 分から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 警察本部庁舎 2 階 201 会議室

ウ その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 入札書及び総合評価のための提案書の提出方法

5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 12 月 19 日 (水) 午後 5 時までに必着するように郵送 (書留郵便に限る。) すること。

6 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア

入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約にかかる保険証券を提出したとき。

イ

入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア

入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ

委任状を提出しない代理人のした入札

ウ

所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ

記名押印を欠く入札

オ

金額を訂正した入札

カ

誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ

明らかに連合によると認められる入札

ク

同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ケ

2 以上の意思表示をした入札

コ

民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ

その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者決定基準

入札説明書のとおり

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出したもので、入札価格が予定価格の制限の範囲内であるものであって、総合評価のための提案書の内容が、仕様書の要求をすべて満たしている

ア

か否か等を判定した上、これを満たしているものについては落札者決定基準に基づき総合評価を行い、落札者を決定する。

(6) 最低制限価格

無

(7) 契約の締結

ア

契約書作成の要否

イ

契約の締結期限

落札者決定の日から 14 日以内とする。

ウ

落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

(8) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア

契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約にかかる保険証券を提出したとき。

イ

契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する

- 事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (9) その他詳細は、入札説明書による。

熊交指公告第 1094 号

次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県熊本南警察署及び熊本県熊本東警察署確認事務委託業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、熊本県熊本南警察署及び熊本県熊本東警察署確認事務委託業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目その他（取扱業種放置車両確認事務）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。（以下「法」という。））第 51 条の 8 第 1 項の規定による熊本県公安委員会の登録を受けていること（法第 51 条の 9 の規定による熊本県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。）。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (6) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- (7) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。
- (8) 5 の（3）のアの時点において駐車監視員を 6 名以上雇用していること。
- (9) 5 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要な書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6349・6350
096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 11 月 12 日（月）から平成 19 年 11 月 30 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部交通指導課（警察本部庁舎 1 階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-381-0110 内線 5125
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 11 月 12 日（月）から平成 19 年 12 月 6 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 12 月 20 日（木）午後 2 時 30 分から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 警察本部庁舎 2 階 201 会議室
ウ その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (4) 入札書及び総合評価のための提案書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 12 月 19 日（水）午後 5 時までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約にかかる保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者決定基準
入札説明書のとおり
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出したもので、入札価格が予定価格の制限の範囲内であるものであって、総合評価のための提案書の内容が、仕様書の要求をすべて満たしているか否か等を判定した上、これを満たしているものについては落札者決定基準に基づき総合評価を行い、落札者を決定する。
- (6) 最低制限価格
無

- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約にかかる保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (9) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会公告第 1 号

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 11 月 12 日

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会 会長

- 1 開催日時
平成 19 年 11 月 14 日（水）
午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
さつき園ラヴィータ
山鹿市古閑 1074-1 電話（0968）43-5155
- 3 議題
(1) 第 5 次医療計画策定に関する鹿本地域保健医療計画検討専門部会の設置について
(2) その他報告事項等
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局（熊本県山鹿保健所総務企画課）
山鹿市山鹿 465-2
電話（0968）44-4121